

岩美町資源回収推進団体報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号)に基づき、資源回収を実施した団体に対し報奨金を交付し、家庭等から出る不用物の再生利用を促進し、あわせて廃棄物の減量化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は次のとおりである。

- 1 資源回収 次表に掲げる家庭等の不用物を集団回収し、有価資源として回収する業者(以下「回収業者」という。)へ売却する行為をいう。

区 分	種 別
紙 類	新聞、雑誌、ダンボール等
布 類	衣類等
金 属 類	鉄、銅、アルミニウム等
ビ ン 類	酒、ビール、清涼飲料水、調味料等

- 2 推進団体 自治会(部落、町内会含む。)、婦人会、老人クラブ、PTA、子供会等の地域的団体で、年間を通じて定期的に資源回収活動を推進する団体をいう。

(報奨金)

第3条 町長は、年2回以上資源回収を実施した推進団体に対し、回収業者への売却量に別表単価を乗じた額を報奨金として交付する。

ただし、当該金額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

(推進団体の届出)

第4条 資源回収を計画し、報奨金の交付を受けようとする団体は、毎年度の活動開始前に資源回収推進団体届(様式第1号)を町長へ提出する。

- 2 町長は、推進団体から届出の提出があったときは、その内容を審査し、推進団体としての受理の適否を決定する。

(報奨金の交付手続)

第5条 推進団体は、資源回収を実施したときは速やかに資源回収推進団体報奨金交付申請書(様式第2号)を提出する。

2 前項の資源回収推進団体報奨金交付申請書には、回収業者の買上証明書を添付すること。

3 町長は、書類を審査し、報奨金の交付を決定したときは、資源回収推進団体報奨金交付決定通知書により推進団体に通知するとともに、報奨金交付請求書(様式第3号)を受理した日から30日以内に報奨金を交付する。

(推進団体の活動)

第6条 推進団体が行う資源回収活動は、対象地域の世帯に対して回収日時、場所及び回収種別等を周知して行うこと。

2 推進団体は、回収日に推進団体の会員等が立ち会い家庭等から出された不用物の回収忘れのないように努めなければならない。

(ごみステーションの利用制限)

第7条 回収業者への最終引き渡し場所として、地域のごみステーションを利用しないこと。

2 やむをえず仮置き場所とした時は、清掃保持に努めなければならない。

(報奨金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により、報奨金の交付を受けた推進団体があつたときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(補 則)

第9条 この要綱において別段の定めのない事項は、岩美町補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成3年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用し、平成17年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年度の補助金から適用し、平成 21 年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用し、平成 24 年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用し、平成 27 年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用し、平成 30 年度迄とする。

附 則

この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用し、平成 33 年度迄とする。

附 則

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用し、令和 6 年度迄とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年度の補助金から適用し、令和 9 年度迄とする。

別 表

区 分	単	価
紙 類	キログラム当たり	5 円
布 類	キログラム当たり	6 円
金 属 類	キログラム当たり	2 円
ビ ン 類	1 本当たり	3 円